

第2章

先行研究から考察される
障害者手帳を所持していない精神障害者、
発達障害者の就労・支援実態等について

第2章 先行研究から考察される障害者手帳を所持していない精神障害者、発達障害者の就労・支援実態等について

第1節 調査の概要

1 調査の目的

第3章の就労支援機関に対する調査の内容を検討するために、これまで障害者職業総合センターがまとめた手帳を所持していない精神障害者、発達障害者の就労・支援実態等に関する調査研究報告書及び資料シリーズについて文献調査を実施した。

2 調査方法

これまでの障害者職業総合センター調査研究報告書及び資料シリーズにおいて、調査対象に障害者手帳を所持していない精神障害者、発達障害者を含む先行研究の調査データを用いて知見を整理するとともに、再集計した先行研究の調査データを用いて、カイ二乗検定¹及び残差分析²により手帳の有無間での有意差の分析を実施した。

¹ 統計的仮説検定（検定）の方法の1つで、実際に観測された度数分布が予想される度数分布と等しいか否か（適合度）、あるいは、2組の度数分布で表された定性的な変数の間に関連性があるか否か（独立性）を検定する方法。

² 3つ以上の選択肢により取得された定性的な変数を用いたカイ二乗検定により、観測された度数のいずれかに有意な差があるとの結果が得られた場合に、実際に観測された度数と予想される度数から算出された残差を基にして、どの選択肢に有意差があったか検定する分析方法。

第2節 文献調査から得られた知見

本節では、先行研究から、手帳を所持していない者の割合、手帳を所持していない理由、手帳を所持していない発達障害者の就労支援上の課題等、雇用継続・職場定着のために配慮している事項について報告する。

1 手帳を所持していない者の割合

手帳を所持していない者に関するハローワークに対する調査としては、2つの先行研究がある。

1つ目は、2009年4月1日から2010年1月31日の間に新規求職申込みを行った障害者を対象とした調査（障害者職業総合センター 調査研究報告書 No. 99 (2011)「高次脳機能障害・発達障害のある者の職業生活における支援の必要性に応じた障害認定のあり方に関する基礎的研究」。以下「調査研究報告書 No. 99」という。）であり、調査対象のうち発達障害者は538名であった。このうち手帳を所持していない者（手帳申請中の者は所持している者に計上）は167名であり、手帳を所持していない者の割合は31.0%であった（表2-1）。

表2-1 【2009年4月1日から2010年1月31日の間のハローワークに新規求職申込みを行った発達障害者の手帳の所持状況】

新規求職申込みを行った発達障害者数	手帳を所持していない者	割合 (%)
538名	167名	31.0

資料出所：障害者職業総合センター 調査研究報告書 No. 99 (2011)「高次脳機能障害・発達障害のある者の職業生活における支援の必要性に応じた障害認定のあり方に関する基礎的研究」

2つ目は、2018年6月1日から6月30日までの間に新規求職申込みを行った障害者を対象とした調査（障害者職業総合センター 調査研究報告書 No. 153 (2020)「障害のある求職者の実態等に関する調査研究」。以下「調査研究報告書 No. 153」という。）であり、調査対象のうち精神障害者は2,352名であった。このうち手帳を所持していない者は618名であり、手帳を所持していない者の割合は26.3%であった。同じく、調査対象のうち発達障害者は641名であった。このうち手帳を所持していない者は117名であり、手帳を所持していない者の割合は18.3%であった（表2-2）。

表2-2 【2018年6月1日から6月30日の間のハローワークに新規求職申込みを行った障害者の手帳の所持状況】

新規求職申込みを行った障害者数	手帳を所持していない者	割合 (%)
精神障害者 2,352名	618名	26.3
発達障害者 641名	117名	18.3

資料出所：障害者職業総合センター 調査研究報告書 No. 153 (2020)「障害のある求職者の実態等に関する調査研究」

ハローワーク以外の就労支援機関としては、調査研究報告書 No. 99 において、地域センター及び就業・生活支援センターに対する調査がある。2010 年 4 月 1 日から 2010 年 6 月 30 日の間に地域センターを初めて利用した障害者を対象とした調査では、調査対象のうち発達障害者は 456 名であった。このうち手帳を所持していない者は 243 名であり、手帳を所持していない者の割合は 53.3%であった。同じく 2010 年 4 月 1 日から 2010 年 6 月 30 日の間に就業・生活支援センターを初めて又は継続で利用している障害者を対象とした調査では、調査対象のうち発達障害者で初めて利用した者は 201 名であった。このうち手帳を所持していない者は 75 名であり、手帳を所持していない者の割合は 37.3%であった。継続で利用している者は 1,203 名であった。このうち手帳を所持していない者は 265 名であり、手帳を所持していない者の割合は 22.0%であった（表 2-3）。

表 2-3 【2010 年 4 月 1 日から 6 月 30 日の間に利用した発達障害者の手帳の所持状況】

	利用した発達障害者数	手帳を所持していない者	割合 (%)
地域センター	初めて利用した者 456 名	243 名	53.3
就業・生活支援センター	初めて利用した者 201 名	75 名	37.3
	継続で利用している者 1,203 名	265 名	22.0

資料出所：障害者職業総合センター 調査研究報告書 No. 99 (2011)「高次脳機能障害・発達障害のある者の職業生活における支援の必要性に応じた障害認定のあり方に関する基礎的研究」

事業所に雇用されている障害者に対する調査(障害者職業総合センター 調査研究報告書 No. 176 (2024)「障害者の雇用の実態等に関する調査研究」。以下「調査研究報告書 No. 176」という。)では、2021 年 10 月末から 11 月末の期間に実施した調査における調査対象のうち事業所に雇用されている精神障害者は 849 名であった。このうち手帳を所持していない者は 6 名であり、手帳を所持していない者の割合は 0.7%であった。同じく、発達障害者は 582 名であった。このうち、手帳を所持していない者は 13 名であり、手帳を所持していない者の割合は 2.2%であった（表 2-4）。

表 2-4 【事業所における精神障害者及び発達障害者の手帳の所持状況（2021 年 10 月末～11 月末調査）】

	障害者数	手帳を所持していない者	割合 (%)
精神障害	849 名	6 名	0.7
発達障害	582 名	13 名	2.2

資料出所：障害者職業総合センター 調査研究報告書 No. 176 (2024)「障害者の雇用の実態等に関する調査研究」

2 手帳を所持していない理由

手帳を所持していない理由に関する調査として、2つの先行研究がある。

1つ目は、調査研究報告書 No. 99 の医療機関等、地域センター及び就業・生活支援センターに対する

調査において、手帳を所持していない理由に関連した設問がある。

2009年9月から11月に実施された医療機関等に対する調査では、手帳の認定に至らなかった者の状況として、発達障害者に関する回答は13件と極めて少ないながら、「家族が拒否」が最も多く、次が「本人が拒否」であった(表2-5-1)。2010年4月から6月に実施された地域センターに対する調査では、手帳取得の難しさの背景として、発達障害者に関する回答は33件と少ないながら、「発達障害の診断がないため、手帳の申請に至らない」が最も多く、次が「精神障害者保健福祉手帳の申請のための診断が受けられない」であった(表2-5-2)。同じく就業・生活支援センターに対する調査では、手帳取得の難しさの背景として、発達障害者に関する回答は24件と少ないながら、「発達障害の診断がないため、手帳の申請に至らない」が最も多く、次が「療育手帳を申請したが、交付されなかった」であった(表2-5-3)。

表2-5-1 医療機関等における手帳の認定に至らなかった者の状況(複数回答、発達障害者(n=13))

手帳の認定に至らなかった者の状況(多かった回答)	件数
家族が拒否	5
本人が拒否	4

表2-5-2 地域センターにおける手帳取得の難しさの背景(複数回答、発達障害者(n=33))

手帳取得の難しさの背景(多かった回答)	件数
発達障害の診断がないため、手帳の申請に至らない	24
精神障害者保健福祉手帳の申請のための診断が受けられない	20

表2-5-3 就業・生活支援センターにおける手帳取得の難しさの背景(複数回答、発達障害者(n=24))

手帳取得の難しさの背景(多かった回答)	件数
発達障害の診断がないため、手帳の申請に至らない	13
療育手帳を申請したが、交付されなかった	9

2つ目は、ハローワーク、就業・生活支援センター、地域センター及び発達センター等を対象として2012年9月から10月に実施された調査(障害者職業総合センター 資料シリーズNo.75(2013)「手帳を所持しない障害者の雇用支援に関する研究」。以下「資料シリーズNo.75」という。)において、「手帳を取得していない理由として多いと考えられるもの」(複数回答)との設問がある。発達障害者について、ハローワークでは「本人が必要を感じていない」が69.8%で最も多く、「本人の心理的抵抗」が63.1%、「家族の心理的抵抗」が62.0%と続く。就業・生活支援センターでは「本人が必要を感じていない」が78.0%で最も多く、「本人の心理的抵抗」が69.8%、「家族の心理的抵抗」が65.9%と続く。地域センターでは「本人の心理的抵抗」が88.9%で最も多く、「本人が必要を感じていない」が86.1%、「家族の心理的抵抗」が63.9%と続く。発達センターでは「本人の心理的抵抗」が85.2%で最も多く、

「本人が必要性を感じていない」が83.3%、「家族の心理的抵抗」が70.4%と続く（表2-6）。

表2-6 手帳を取得していない理由として多いと考えられるもの（複数回答、発達障害者）

手帳を取得していない理由	ハローワーク (255 所)	就業・生活支援センター (182 センター)	地域センター (36 センター)	発達センター (54 センター)
本人が必要性を感じていない	178 (69.8%)	142 (78.0%)	31 (86.1%)	45 (83.3%)
本人の心理的抵抗	161 (63.1%)	127 (69.8%)	32 (88.9%)	46 (85.2%)
家族の心理的抵抗	158 (62.0%)	120 (65.9%)	23 (63.9%)	38 (70.4%)

資料出所：障害者職業総合センター 資料シリーズ No. 75 (2013) 「手帳を所持しない障害者の雇用支援に関する研究」

3 手帳を所持していない発達障害者の就労支援等の課題等

(1) 就労支援上の課題

調査研究報告書 No. 99 の地域センター及び就業・生活支援センターに対して2010年4月から6月に実施された調査結果では、手帳取得が難しい発達障害者の「支援の課題」について自由記述形式で回答を求め、回答を整理してカテゴリーに分けて集計している。地域センターでは、回答は20件と少ないながら、「手帳なしの場合の支援困難」（手帳がないため雇用率の対象にならない、手帳なしでの求人が少ない、手帳がないため利用できる制度が限られる）が最も多く、次いで「本人の障害受容の問題」（本人の障害理解の問題、本人の手帳に関する理解の問題、障害受容が困難）であった。就業・生活支援センターでは、回答は8件と極めて少ないながら、「本人の障害受容の問題」が最も多く、次いで「手帳なしの場合の支援困難」であった。

資料シリーズ No. 75 のハローワーク、就業・生活支援センター、地域センター及び発達センター等を対象として2012年9月から10月に実施された調査では、手帳を所持しない発達障害者に対する11項目の支援について実施の有無を尋ねた上で、実施した支援において「手帳を所持している方に比べて、実施に苦慮している」、「手帳を所持している方と同じ程度に、実施に苦慮している」、「特に実施に苦慮していない」のいずれに当てはまるか尋ねた設問がある。「手帳を所持している方に比べて、実施に苦慮している」との回答の割合が多かった支援については、ハローワークでは、「企業に本人の採用を働きかける」(59.0%) が最も多く、次いで「家族から障害特性への理解を得る」(52.2%) であった。就業・生活支援センターでは、「本人に障害特性への理解を促す」(62.4%) が最も多く、次いで「家族から障害特性への理解を得る」(56.6%) であった。地域センターでは、「企業に本人の採用を働きかける」(83.9%) が最も多く、次いで「本人から障害開示への同意を得る」(71.4%) であった。発達センターでは、「本人から障害開示への同意を得る」(68.4%) が最も多く、次いで「企業から障害特性への理解を得る」(65.4%) であった。

同調査結果において、手帳を所持していない発達障害者の支援に当たって、「手帳を所持しないことにより特に必要となる専門性」の有無を尋ねた上で、具体的に必要となる専門性の内容について自由記述形式で回答を求めたものをまとめている。手帳を所持していないことにより特に必要となる専門性の内

容としては、手帳所持者に対する支援の際に比べてより障害特性に関する知識が必要、手帳取得の必要性を本人や家族に理解してもらうためのノウハウが必要、障害者雇用率制度に頼らず企業に採用を促すためのノウハウが必要、手帳を所持していなくても可能な支援についての知識や支援のノウハウが必要といった回答が見られた。

(2) 雇用継続・職場定着のために配慮している事項

資料シリーズ No. 75 の調査では、発達障害者雇用開発助成金の対象者（手帳を所持していない発達障害者）を雇い入れた事業所を対象として 2012 年 6 月から 7 月に実施された調査において当該対象者の雇用継続・職場定着のために配慮している事項を尋ねた設問がある。回答は 16 件と少ないながら、具体的に実施している割合が高い項目は、「既にある職務の中から、能力的に無理のない仕事へ配置している」及び「同僚等が作業を補助している」がいずれも 15 件（「本人を対象に実施」、「本人を含めて、障害者を対象に実施」、「本人を含めて、従業員を対象に実施」の回答を合わせた件数）、「本人の障害や症状について、直属の上司、直接仕事のやり取りを行う同僚の間で承知している」が 14 件であった。

第3節 求職状況等についての先行研究からの再集計結果

2018年6月1日から6月30日までの間にハローワークに新規求職申込みを行った障害者を対象とした調査（調査研究報告書No. 153）について、手帳を所持していない者の再集計を実施した。対象者は以下のとおりであり、次節における先行研究の再分析においても同様である。

- ・精神障害者：精神障害者保健福祉手帳所持者（発達障害の診断のある者を除く）又は統合失調症・そううつ病・てんかんの診断のある者から障害者雇用促進法における精神障害以外の障害との重複障害者を除いた者
- ・発達障害者：発達障害の診断のある者から障害者雇用促進法における精神障害以外の障害との重複障害者を除いた者

1 再集計結果から得られた知見（精神障害者）

上記の再集計結果について、精神障害者が2,057名であり、そのうち手帳を所持していない者は556名（27.0%）であった³。

診断名について見ると、手帳を所持している者、手帳を所持していない者とも、一番多いのが「そううつ病」で、次が「統合失調症」であった。手帳を所持している者は「そううつ病」が43.0%、「統合失調症」が33.0%であったのに対して、手帳を所持していない者は「そううつ病」が75.9%、「統合失調症」が16.2%であり、特に手帳を所持していない者において「そううつ病」の割合が高かった（図2-1）。

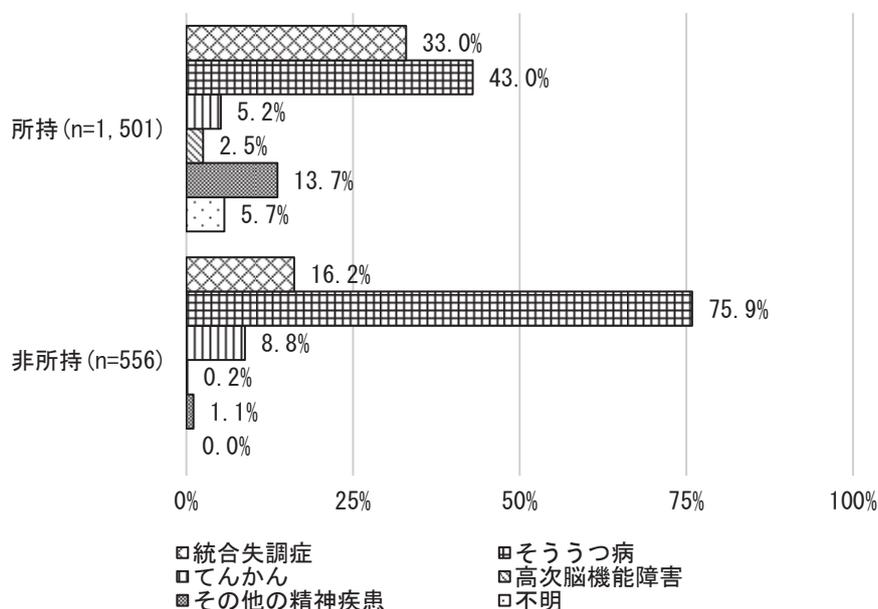


図2-1 ハローワークに新規求職申込みを行った精神障害者における手帳の有無と診断名（複数回答）⁴

³ 本節では重複障害を考慮したため、第2節とは手帳を所持している者の割合が異なっている。

⁴ 以下、本節の図2-1から図2-8はすべてハローワークへ求職申込みを行った精神障害者の集計結果。他の障害との重複なし、手帳所持又は統合失調症・そううつ病・てんかんの診断のある者を抽出。

失業期間について見ると、手帳を所持している者は「1年未満」が40.7%、手帳を所持していない者は「1年未満」が70.9%であった。手帳を所持していない者の方が失業期間の短い者の割合が高かった（図2-2、図2-3）。

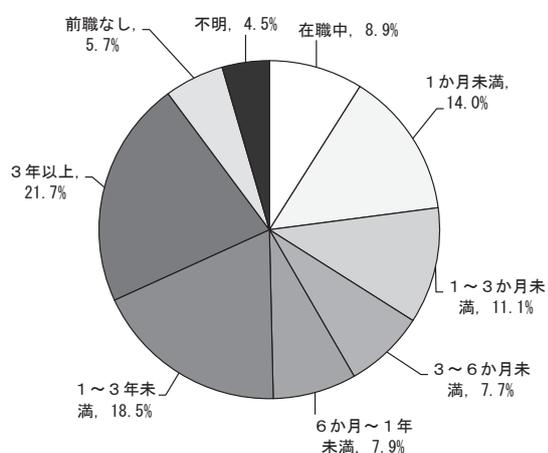


図2-2 手帳を所持している精神障害者の失業期間 (n=1,501)

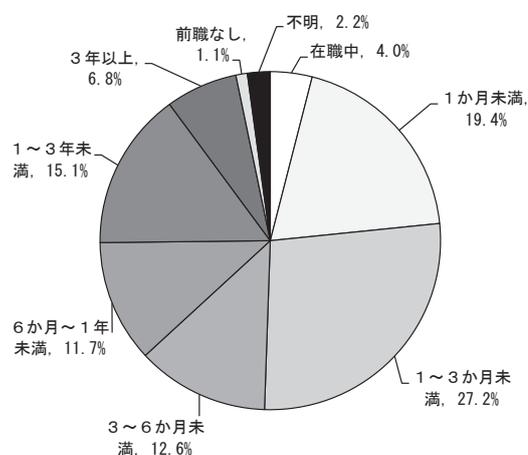


図2-3 手帳を所持していない精神障害者の失業期間 (n=556)

就労支援機関の利用について見ると、手帳を所持している者は「利用あり」が49.1%、「利用なし」が50.9%、手帳を所持していない者は「利用あり」が27.9%、「利用なし」が72.1%であった。手帳を所持していない者は就労支援機関を利用していない者の割合が高かった（図2-4）。

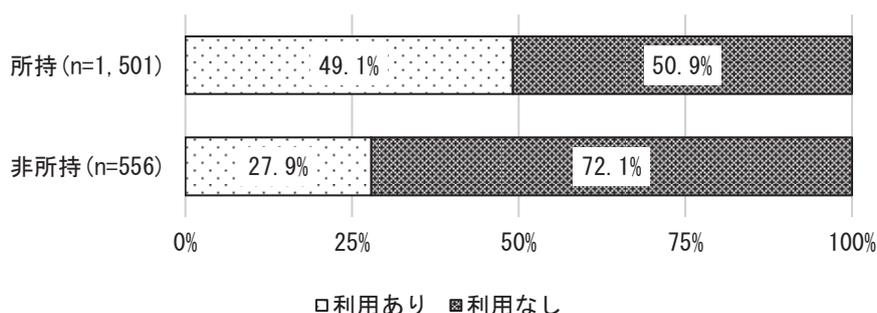


図2-4 手帳の有無と就労支援機関の利用

希望する求人の種類について見ると、手帳を所持している者は「一般求人」が9.6%、「障害者求人」が42.6%、「どちらでもよい」が33.0%、手帳を所持していない者は「一般求人」が33.1%、「障害者求人」が17.3%、「どちらでもよい」が32.7%であった。

障害開示の希望について見ると、手帳を所持している者は「開示する」が61.6%、「開示しない」が3.9%、手帳を所持していない者は「開示する」が37.9%、「開示しない」が12.9%であった。

手帳を所持していない者は、障害者求人よりも一般求人を希望する者の割合が高かった。障害の開示

の希望については、手帳を所持している者よりは割合は低いものの、4割弱が「開示する」と回答していた（図2-5、図2-6）。

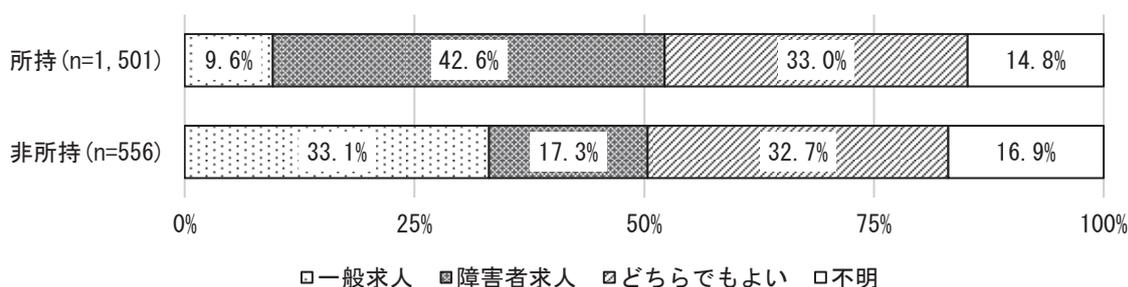


図2-5 手帳の有無と希望する求人の種類

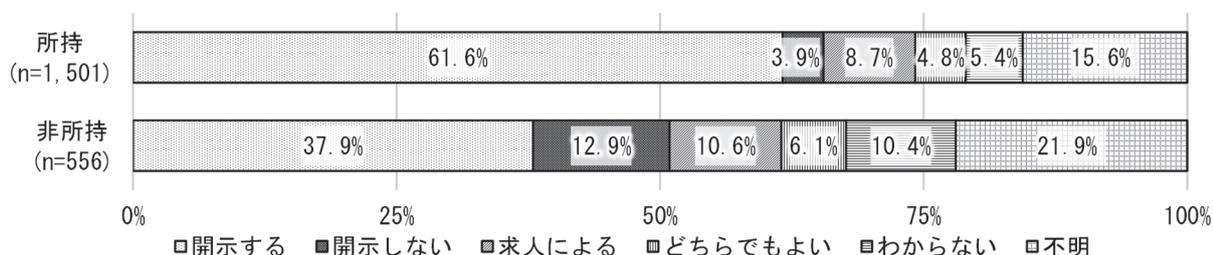


図2-6 手帳の有無と障害の開示希望

必要としている配慮として上位に挙げたものは、「調子の悪いときに休みをとりやすくする」（手帳を所持している者が39.2%、手帳を所持していない者が39.2%）、「通院時間の確保、服薬管理など雇用管理上の配慮」（手帳を所持している者が27.7%、手帳を所持していない者が25.4%）、「短時間勤務など労働時間の配慮」（手帳を所持している者が21.7%、手帳を所持していない者が18.9%）、「能力が発揮できる仕事への配置」（手帳を所持している者が16.0%、手帳を所持していない者が14.0%）であった。必要としている配慮は、手帳の所持状況による違いはほとんど見られなかった（図2-7）。

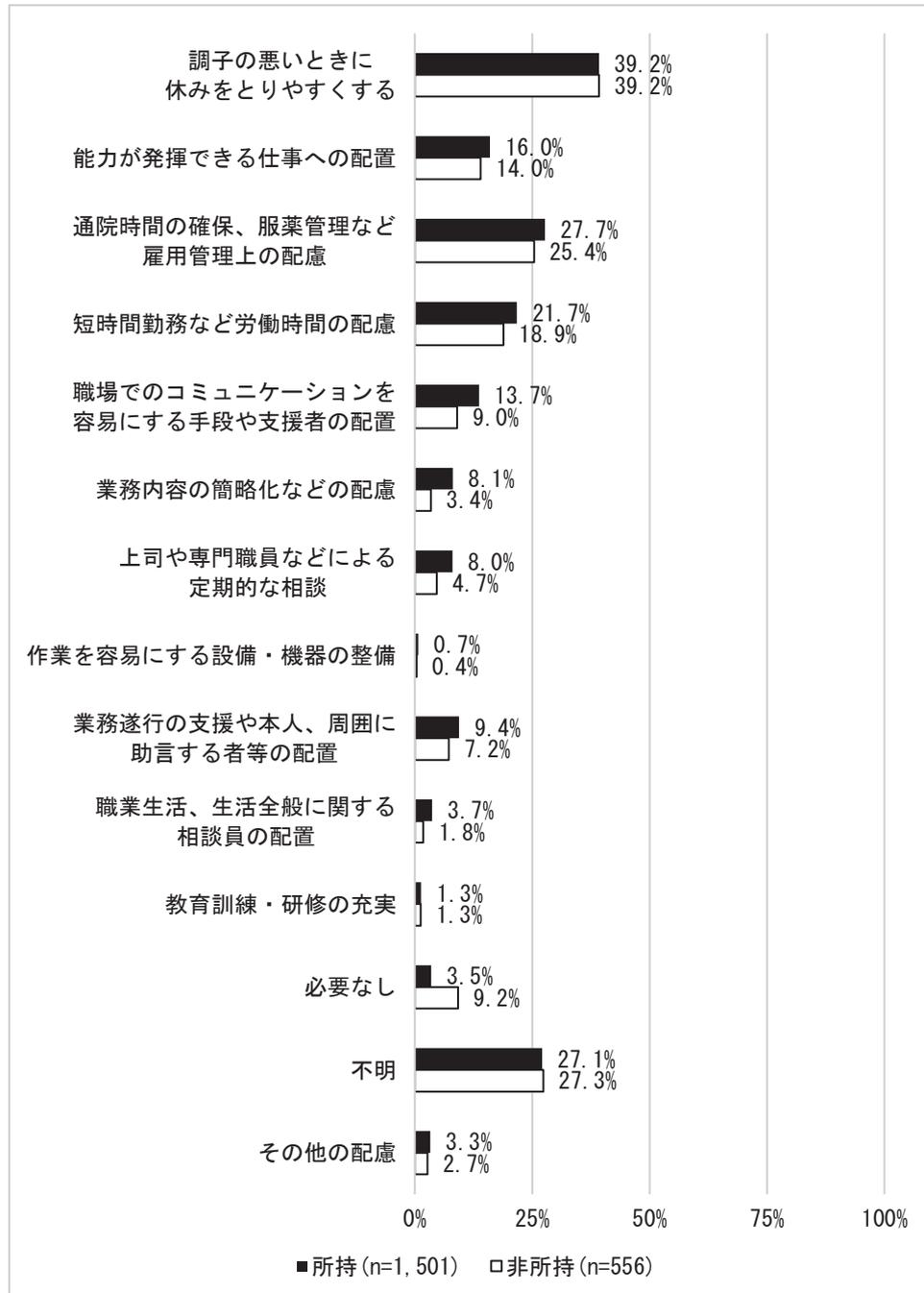


図 2-7 手帳の有無と必要としている配慮（複数回答）

また、必要としている配慮について障害開示の希望の有無による違いもほとんど見られなかった（図 2-8）。

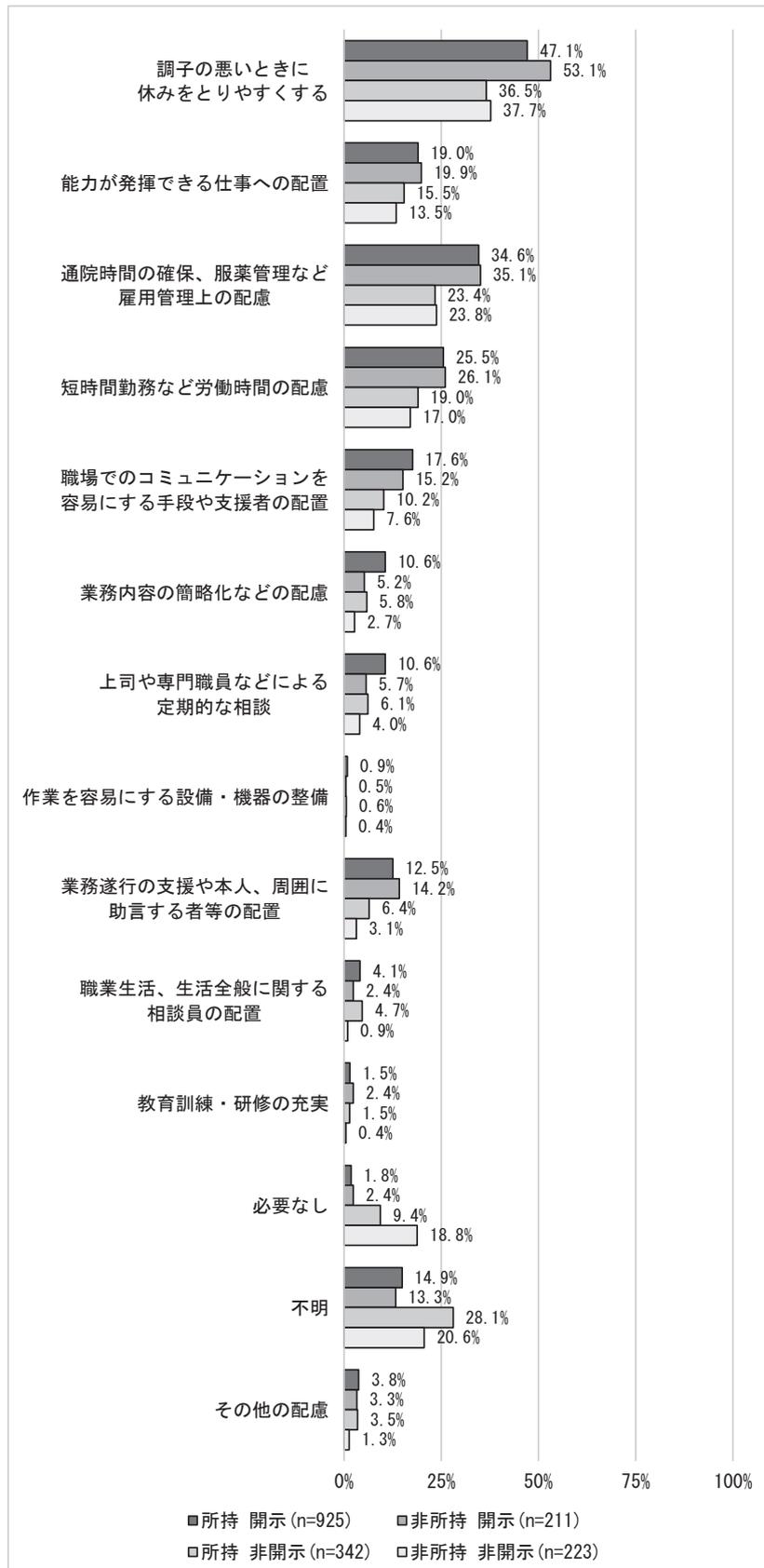


図 2-8 障害の開示・非開示と必要としている配慮（複数回答）⁵

⁵ 非開示は、「開示しない」、「求人による」、「どちらでもよい」、「わからない」の合計。

2 再集計結果から得られた知見（発達障害者）

上記の再集計結果について、発達障害者が450名であり、そのうち手帳を所持していない者は84名(18.7%)であった⁶。

診断名について見ると、手帳を所持している者、手帳を所持していない者ともに、最も多いのが「自閉症・アスペルガー症候群・広汎性発達障害」で、それぞれ72.7%、65.5%であった（図2-9）。

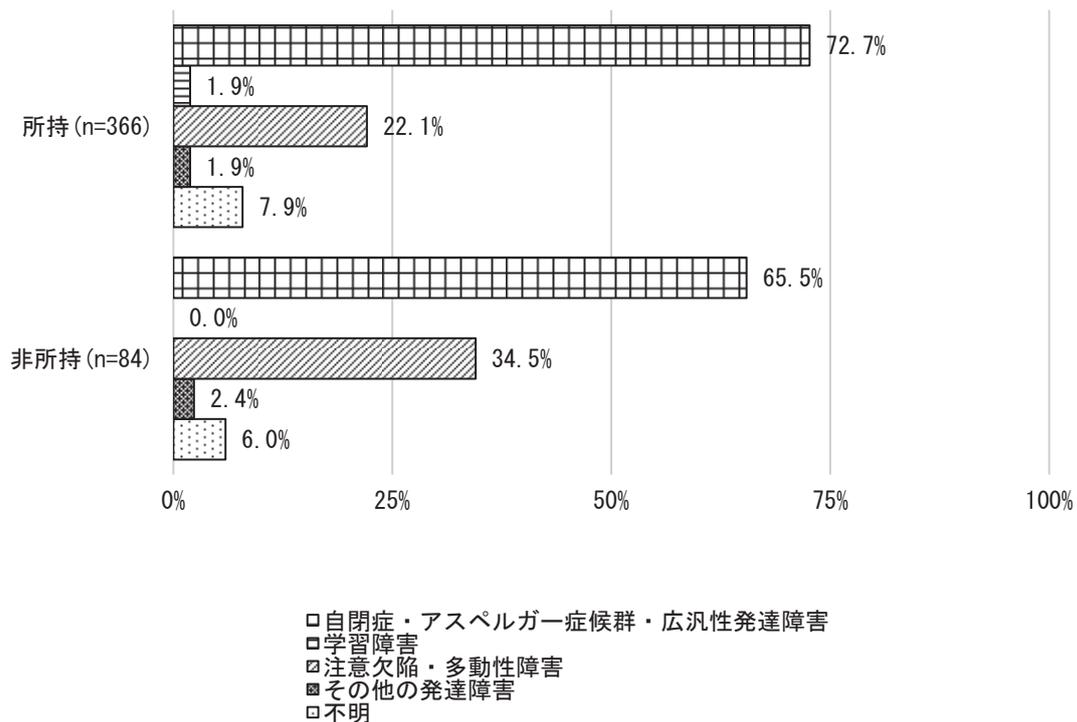


図2-9 ハローワークへ就職申込みを行った発達障害者における手帳の有無と診断名（複数回答）⁷

失業期間について見ると、手帳を所持している者は「1年未満」が36.3%、手帳を所持していない者は「1年未満」が58.4%であった。手帳を所持していない者の方が失業期間の短い者の割合が高かった（図2-10、図2-11）。

⁶ 本節では重複障害を考慮したため、第2節とは手帳を所持している者の割合が異なっている。

⁷ 以下、本節の図2-9から図2-16はすべてハローワークへ就職申込みを行った発達障害者の集計結果。精神障害以外の他の障害との重複なし、自閉症・アスペルガー症候群・広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害の診断のある者を抽出。

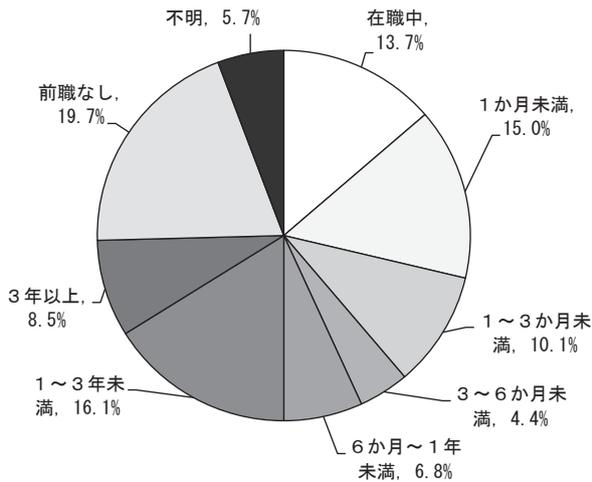


図2-10 手帳を所持している発達障害者の失業期間 (n=366)

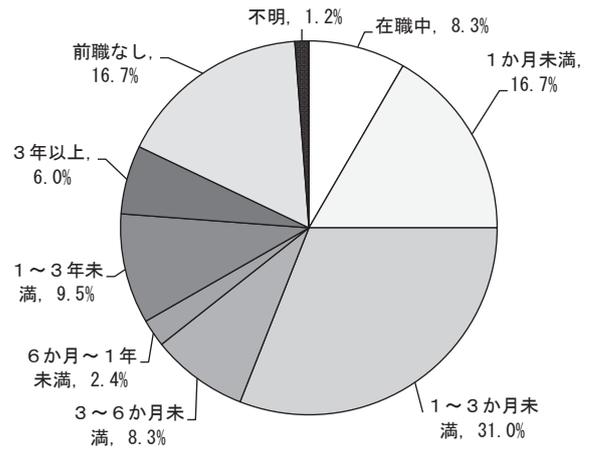


図2-11 手帳を所持していない発達障害者の失業期間 (n=84)

就労支援機関の利用について見ると、手帳を所持している者は「利用あり」が60.4%、手帳を所持していない者は「利用あり」が58.3%であった。就労支援機関の利用は、手帳の所持状況による違いはほとんど見られなかった(図2-12)。

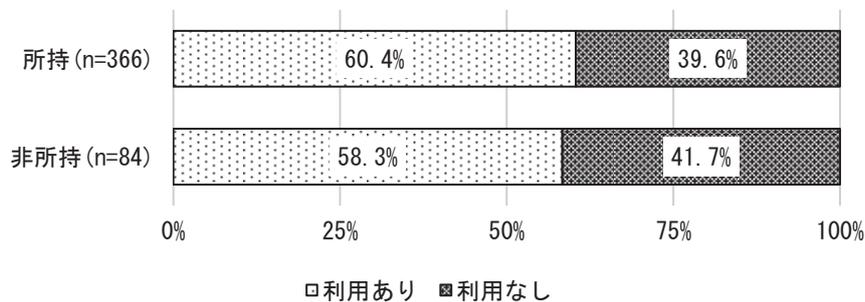


図2-12 手帳の有無と就労支援機関の利用

希望する求人の種類について見ると、手帳を所持している者は「一般求人」が6.3%、「障害者求人」が45.9%、「どちらでもよい」が27.3%、手帳を所持していない者は「一般求人」が17.9%、「障害者求人」が25.0%、「どちらでもよい」が42.9%であった。

障害開示の希望について見ると、手帳を所持している者は「開示する」が65.8%、「開示しない」が2.2%、手帳を所持していない者は「開示する」が52.4%、「開示しない」が1.2%であった。

手帳を所持していない者は、手帳を所持している者に比べ、「一般求人」と「どちらでもよい」の割合が高かった。障害の開示の希望については、手帳を所持している者よりは低いものの、「開示する」が半数を超えており、「開示しない」の割合は1.2%と低くなっている(図2-13、図2-14)。

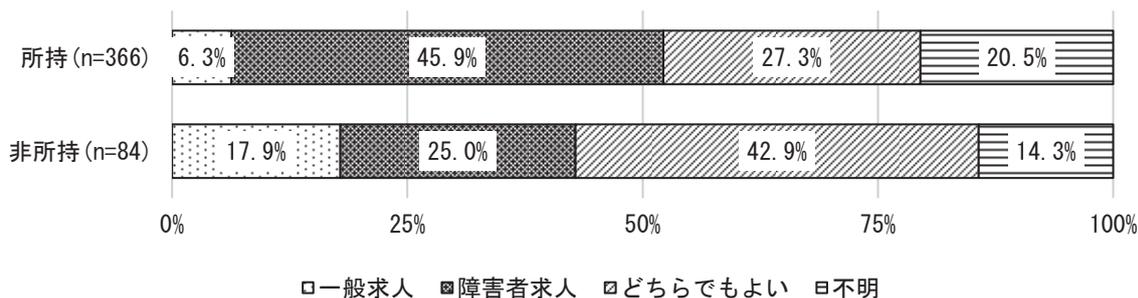


図 2-13 手帳の有無と希望する求人の種類

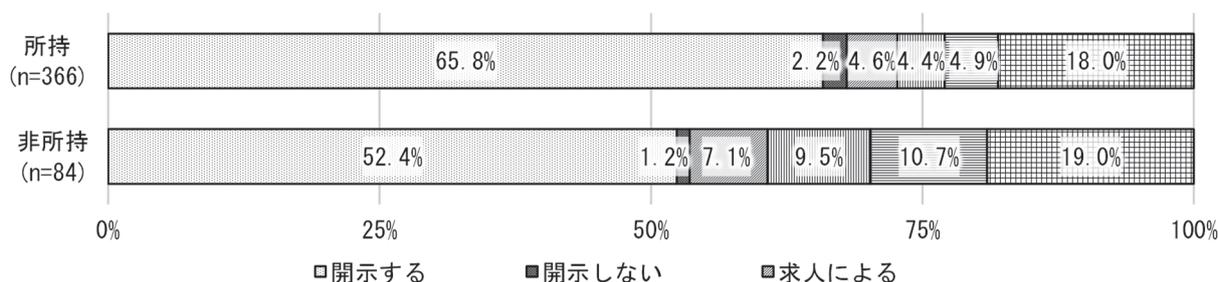


図 2-14 手帳の有無と障害の開示希望

必要としている配慮として上位に挙げたものは、「能力が発揮できる仕事への配置」（手帳を所持している者が 34.2%、手帳を所持していない者が 36.9%）、「職場でのコミュニケーションを容易にする手段や支援者の配置」（手帳を所持している者が 29.2%、手帳を所持していない者が 29.8%）、「業務遂行の支援や本人、周囲に助言する者等の配置」（手帳を所持している者が 16.9%、手帳を所持していない者が 23.8%）であった。必要としている配慮は手帳の所持状況による違いはほとんど見られなかった（図 2-15）。

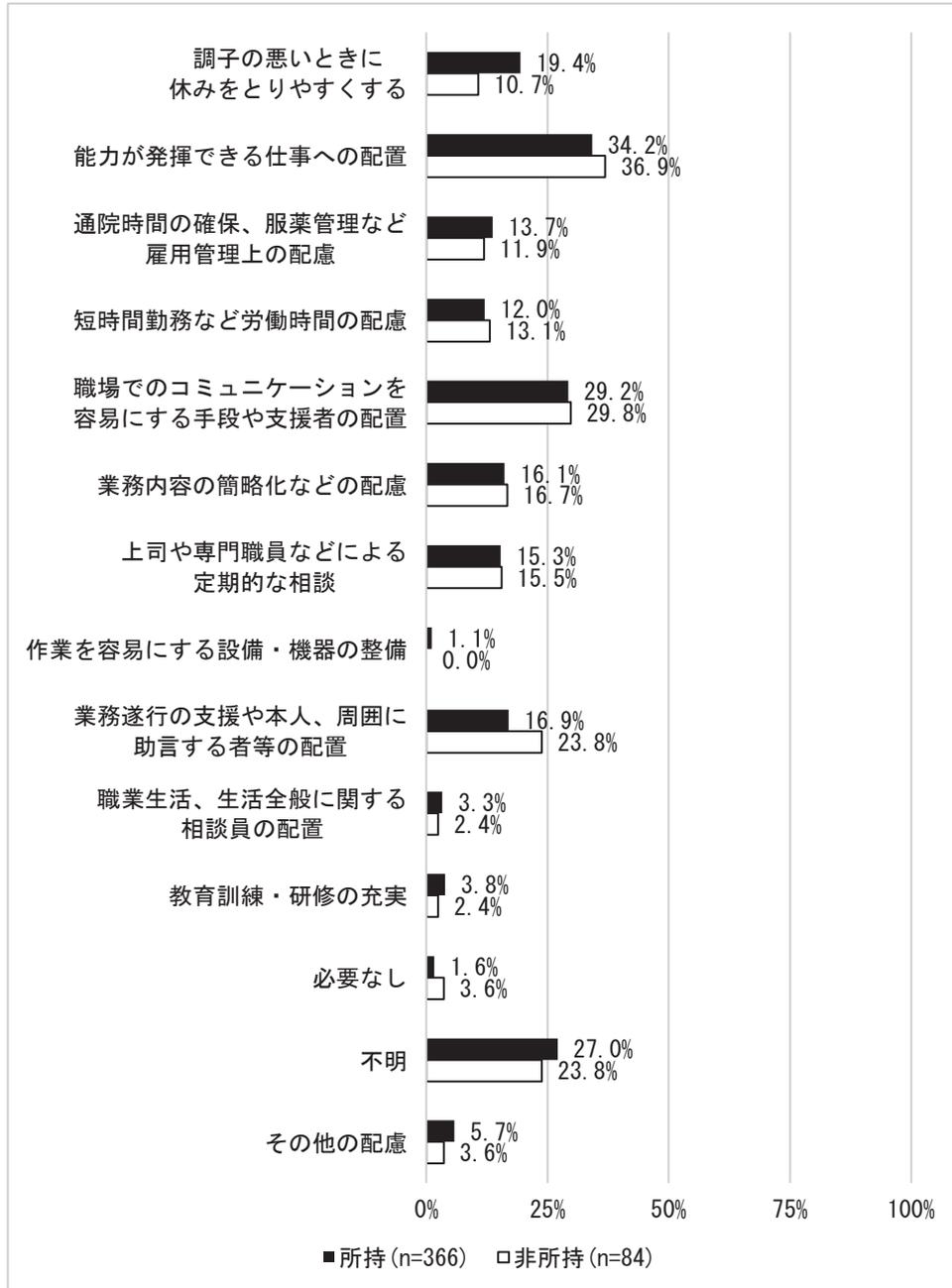


図2-15 手帳の有無と必要としている配慮（複数回答）

また、必要としている配慮について障害開示の希望の有無による違いもほとんど見られなかった（図2-16）。

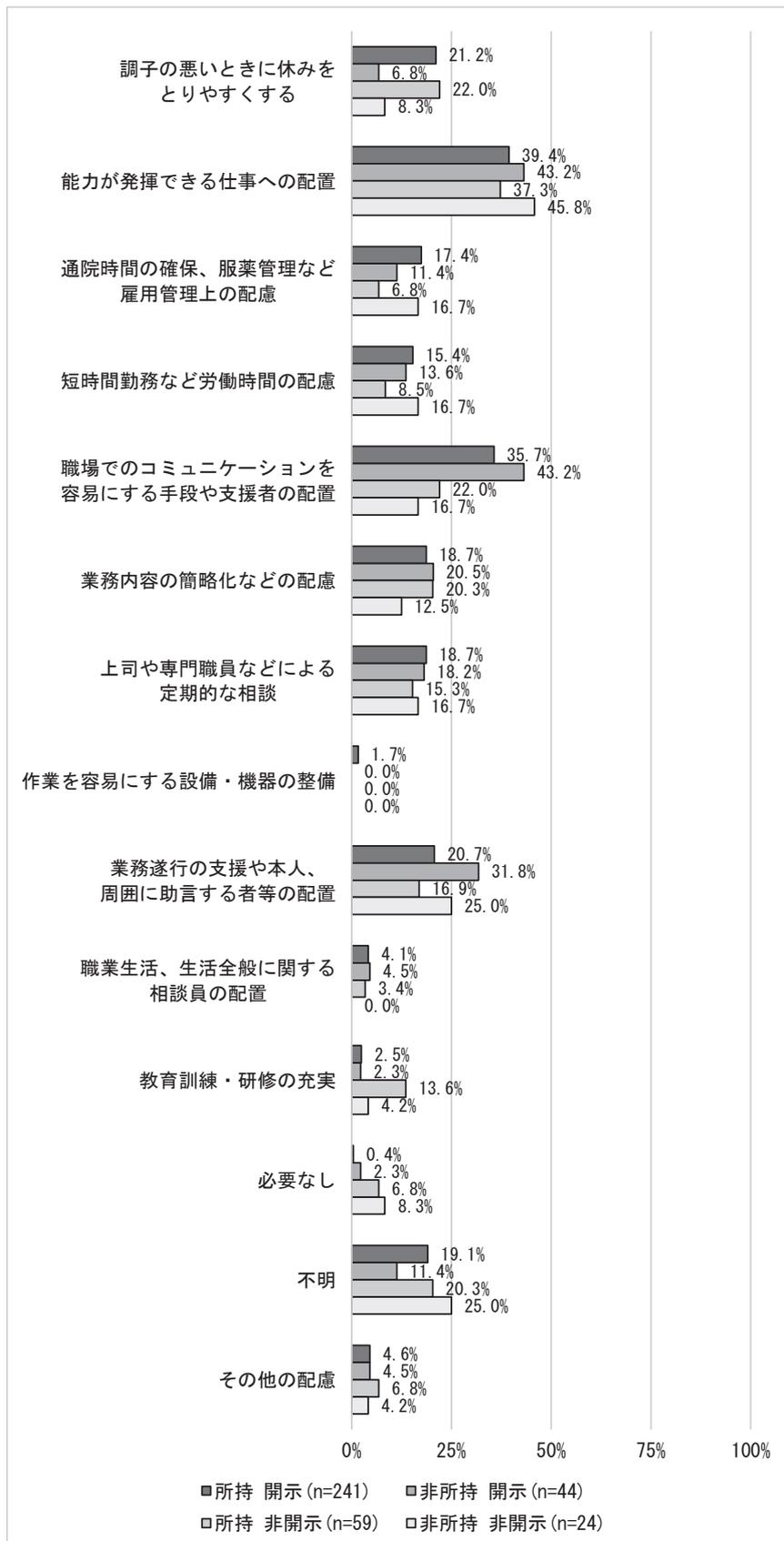


図2-16 障害の開示・非開示と必要としている配慮（複数回答）⁸

⁸ 非開示は、「開示しない」、「求人による」、「どちらでもよい」、「わからない」の合計。

第4節 希望する求人の種類、職場定着状況、職業生活上の問題、支援・配慮等についての先行研究の結果及び再分析結果

各種調査より、「希望する求人の種類」、「職場定着状況」、「職業生活上の問題」、「支援・配慮」等に関して、先行研究の結果から手帳の有無に関する結果を引用する。また、手帳の有無によって有意差があるかカイ二乗検定及び残差分析による再分析を実施した。

1 希望する求人の種類等

2018年6月1日から6月30日までの間にハローワークに新規求職申込みを行った障害者を対象とした調査結果(調査研究報告書No. 153)について、精神障害又は発達障害のある求職者の回答内容を用い、手帳の有無と希望する求人の種類の質問項目のカイ二乗検定及び残差分析を用いた再分析を実施した。その結果は表2-7及び表2-8のとおりであり、精神障害者、発達障害者ともに、手帳を所持していない障害者は、手帳を所持する障害者と比較した場合、希望する求人の種類が「一般求人」との選択率が有意に高かった。

表2-7 希望する求人の種類(手帳の有無別):精神障害者

精神障害者		手帳の有無		χ^2	df	p	V
		なし (n=618)	あり* (n=1,637)				
一般求人	n	31.4%	9.7%	212.58	3	0.000	0.31
	調整済み 残差	12.69	-12.69				
希望の求人 の種類	障害者求人	n	18.4%	43.2%	-10.89	10.89	
	調整済み 残差						
どちらでも よい	n	33.2%	32.2%	0.44	-0.44		
	調整済み 残差						
不明	n	17.0%	15.0%	1.18	-1.18		
	調整済み 残差						

* 精神障害者保健福祉手帳

p < .05

表 2-8 希望する求人の種類（手帳の有無別）：発達障害者

発達障害者			手帳の有無		χ^2	d f	p	V
			なし (n=117)	あり* (n=492)				
一般求人	%		17.1%	7.3%	29.53	3	0.000	0.22
	調整済み 残差		3.29	-3.29				
希望の求人 の種類の 障害者求人	%		25.6%	47.0%				
	調整済み 残差		-4.19	4.19				
どちらでも よい	%		42.7%	26.4%				
	調整済み 残差		3.48	-3.48				
不明	%		14.5%	19.3%				
	調整済み 残差		-1.20	1.20				

* 精神障害者保健福祉手帳

p < .05

同様に、手帳の有無と就職後の障害の開示の質問項目のカイ二乗検定及び残差分析を用いた再分析を実施した。就職後の障害の開示は2018年12月末までに把握した就職状況の質問項目の1つである。その結果は表2-9のとおりであり、精神障害者については、手帳を所持していない障害者は、手帳を所持する障害者と比較した場合、「非開示」の選択率が有意に高いことが確認された。発達障害者については、統計的に有意な差は認められなかった ($\chi^2(2) = 0.7, p = .704$)。

表 2-9 [就職] 障害の開示（手帳の有無別）：精神障害者

精神障害者			手帳の有無		χ^2	d f	p	V
			なし (n=209)	あり* (n=584)				
開示	%		57.4%	78.4%	39.56	2	0.000	0.22
	調整済み 残差		-5.86	5.86				
就職後の 障害の開示 非開示	%		28.2%	11.3%				
	調整済み 残差		5.76	-5.76				
不明	%		14.4%	10.3%				
	調整済み 残差		1.60	-1.60				

* 精神障害者保健福祉手帳

p < .05

調査研究報告書No. 99においては、発達障害者の希望する求人の種類等についての分析結果に関して、「在職・離職に至る前段階の状況把握として、障害者手帳の種別による諸要因との関連を χ^2 検定によ

り検討した。障害者手帳の取得状況と属性との関連については、「就職した求人の種類」、「事業所に対する障害開示の状況」、「訓練の利用」、「制度の利用」、「連携した機関」で有意差が認められた。残差分析を行ったところ、(中略)「手帳なし」の場合には、「一般求人」、「障害非開示」、「訓練の利用なし」、「制度の利用なし」、「連携した機関なし」において有意に高かった。これらの結果から、障害者手帳のない場合には、支援のための様々な制度や専門機関などの資源が利用されない状況にあることが明らかとなった」と報告されている。

2 職場定着状況

(1) 先行研究結果

2012年にハローワークを対象に実施した調査結果では、精神障害者の手帳の等級や有無(1・2級/3級/手帳なし)で定着率に差があるかカイ二乗検定を実施したところ、就職後「3か月定着」群と「3か月未満離職」群の件数の比、就職後「1年定着」群と「1年未満離職」群の件数の比、就職後「3年定着」群と「3年未満離職」群の件数の比ともに、手帳の等級や有無では有意差が見られなかったことが報告されている(障害者職業総合センター 調査研究報告書 No. 117 (2014)「精神障害者の職場定着及び支援の状況に関する研究」。以下「調査研究報告書 No. 117」という。)

2015年度から2016年度にかけてハローワークを対象に実施した調査結果では、精神障害者の手帳の等級や有無(1級/2級/3級/手帳なし)で定着率に差があるかログランク検定⁹を実施したところ、就職後3か月時点までの職場定着率、就職後1年時点での定着率ともに、手帳の等級や有無による有意差は見られなかったことが報告されている。

一方、同調査において、発達障害者の職場定着状況ではログランク検定において手帳の等級や有無による有意差($p < .05$)が見られ、手帳を所持していない場合には就職後3か月時点の定着率は一番低く、1年時点の定着率は1級に次いで低くなっていたことが報告されている(3か月時点: 3級 89.8%、2級 84.8%、1級 75.0%、手帳なし 68.6%。1年時点: 3級 74.1%、2級 72.8%、手帳なし 62.9%、1級 50.0%) (障害者職業総合センター 調査研究報告書 No. 137 (2017)「障害者の就業状況等に関する調査研究」。以下「調査研究報告書 No. 137」という。)

また、2009年4月1日から2010年1月31日にかけてハローワークを対象に実施した調査結果では、発達障害者の在職・離職状況について、手帳の取得や求人の種類、障害の開示・非開示により差があるかカイ二乗検定及び残差分析を実施したところ、在職者の場合には「登録前に手帳取得」($p < .05$)、「障害者求人への応募」($p < .01$)、「障害の開示」($p < .01$)、離職者の場合には「手帳なし」($p < .05$)、「一般求人への応募」($p < .01$)、「障害の非開示」($p < .01$)において有意差が認められ、「早期の手帳取得」と「障害開示による障害者求人への就職」が職場定着に至るための重要な要因であることが報告されている(調査研究報告書 No. 99)。

(2) 再分析結果

2022年に実施した採用後に発達障害が把握された従業員に関する調査結果(障害者職業総合センター

⁹ 2つの生存曲線(Kaplan-Meier 曲線)の差を比較する際に用いられる検定。生存曲線の軌跡も含めた観察期間全体の差を検定している。

調査研究報告書 No. 173 (2024)「事業主が採用後に障害を把握した発達障害者の就労継続事例等に関する調査研究」。以下「調査研究報告書 No. 173」という。)について、手帳の有無で定着率に差があるかカイ二乗検定を用いて再分析を実施したところ、当該従業員の継続雇用の状況は、手帳の有無によって有意差が認められ ($\chi^2=4.89$, $df=1$, $p<.05$)、手帳を所持している者で「継続雇用できている」が有意に高かった(手帳を所持している者が70.6%、手帳を所持していない者が55.6%)。一方、手帳を所持していない者では「継続雇用には至らなかった」が有意に高かった(図2-17)。

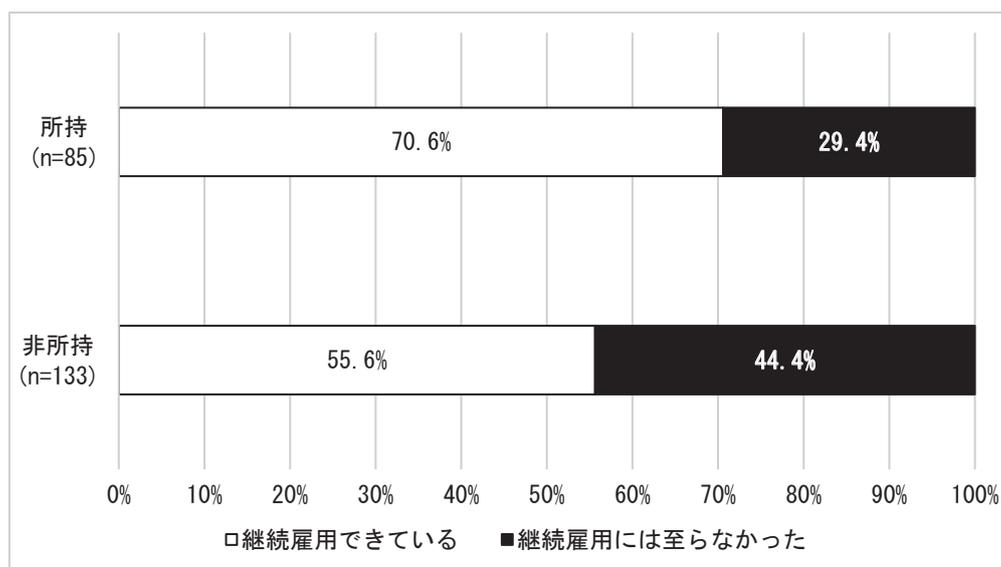


図2-17 当該従業員の継続雇用の状況

3 職業生活上の問題

調査研究報告書 No. 173 の2022年に実施された採用後に発達障害が把握された従業員に関し、企業の人事・労務管理担当者に対して行った調査について、カイ二乗検定及び残差分析を用いて再分析を実施したところ、手帳の有無によって、職業生活上の問題の以下の項目において、有意な差が見られた。

- ・「本人が上司や同僚が言ったことなどをうまく理解できなかった」 ($\chi^2=9.52$, $df=3$, $p<.05$): 手帳を所持している者の「全く問題がなかった」の選択率(手帳を所持している者が18.1%、手帳を所持していない者が7.6%)が有意に高かった(図2-18-1)。

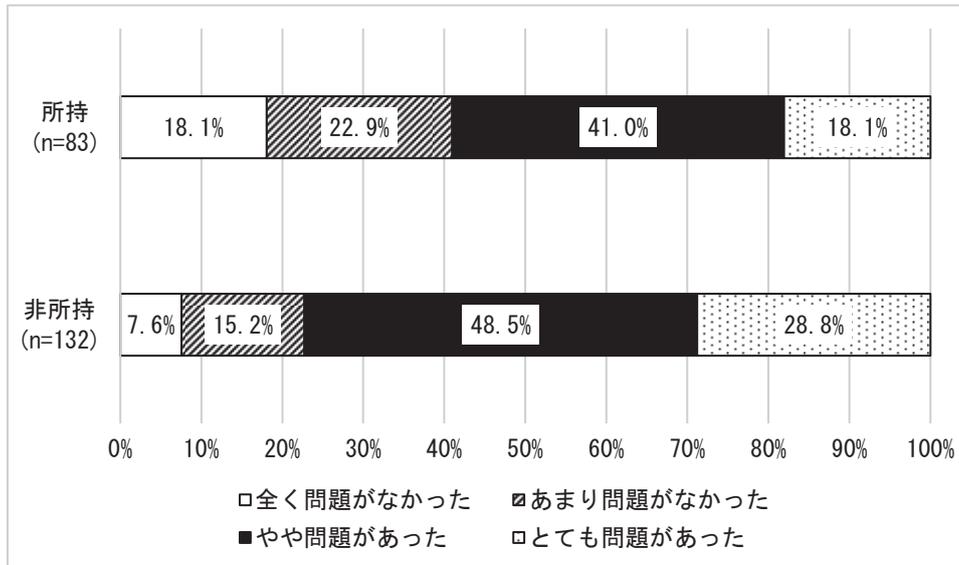


図 2-18-1 職業生活上の問題（本人が上司や同僚が言ったことなどをうまく理解できなかった）

・「本人が不注意からミスをしてしまうことが多かった」（ $\chi^2=11.34$, $df=3$, $p<.05$ ）：手帳を所持している者の「全く問題がなかった」の選択率（手帳を所持している者が 15.7%、手帳を所持していない者が 6.1%）及び「あまり問題がなかった」の選択率（手帳を所持している者が 30.1%、手帳を所持していない者が 18.3%）が有意に高かった（図 2-18-2）。

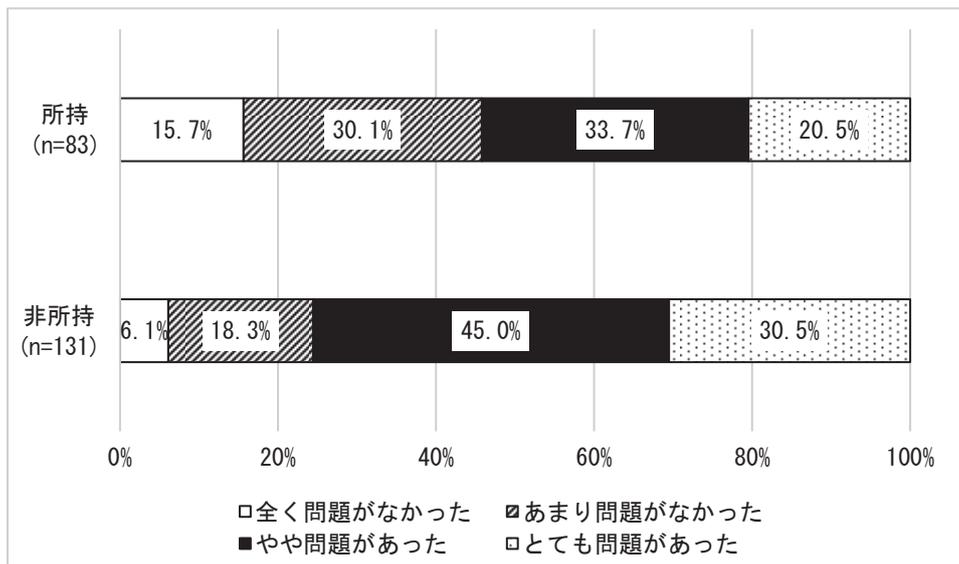


図 2-18-2 職業生活上の問題（本人が不注意からミスをしてしまうことが多かった）

・「本人がやらなければならないことや指示内容を忘れてしまった」（ $\chi^2=17.29$, $df=3$, $p<.01$ ）：手帳を所持している者の「全く問題がなかった」の選択率（手帳を所持している者が 19.5%、手帳を所持していない者が 7.6%）が有意に高かった。手帳を所持していない者の「とても問題があった」の選択率（手帳を所持している者が 11.0%、手帳を所持していない者が 31.3%）が有意に高かった（図 2-18-3）。

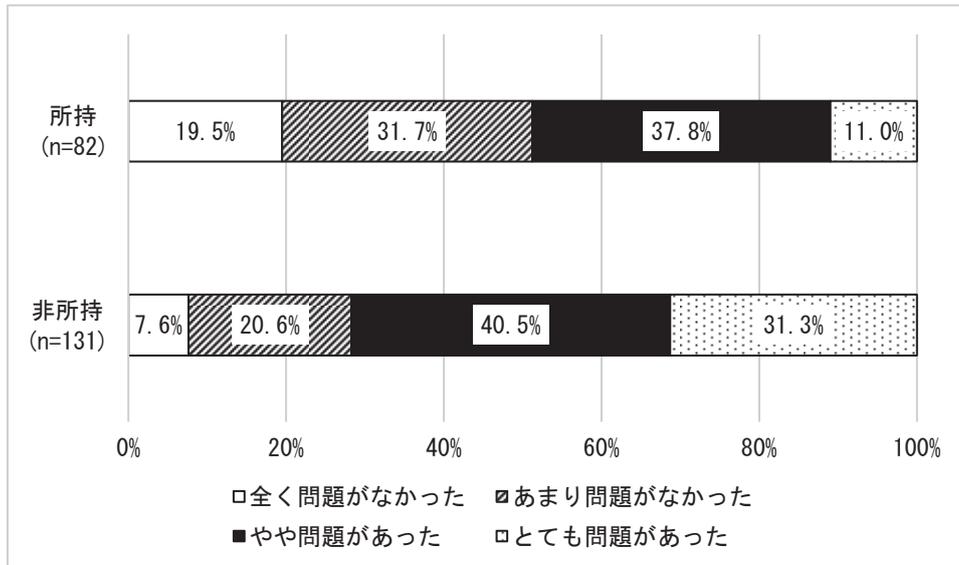


図 2-18-3 職業生活上の問題（本人がやらなければならないことや指示内容を忘れてしまった）

・「仕事の優先順位を付けられなかった」 ($\chi^2=14.21$, $df=3$, $p<.01$) : 手帳を所持している者の「全く問題がなかった」の選択率（手帳を所持している者が 15.7%、手帳を所持していない者が 6.1%）及び「あまり問題がなかった」の選択率（手帳を所持している者が 27.7%、手帳を所持していない者が 15.3%）が有意に高かった。手帳を所持していない者の「とても問題があった」の選択率（手帳を所持している者が 16.9%、手帳を所持していない者が 33.6%）が有意に高かった（図 2-18-4）。

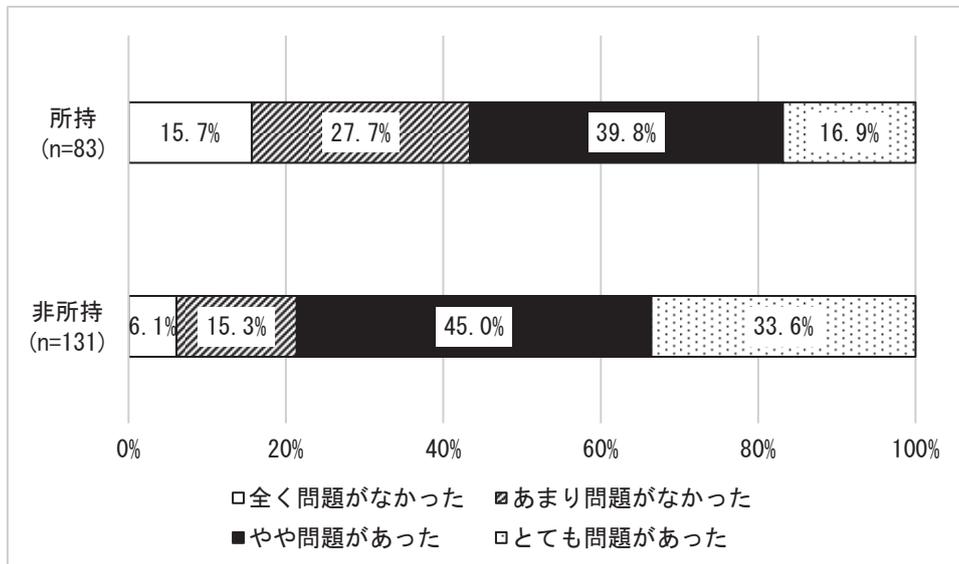


図 2-18-4 職業生活上の問題（仕事の優先順位を付けられなかった）

・「締切に間に合わないことが多かった」 ($\chi^2=15.97$, $df=3$, $p<.01$) : 手帳を所持している者の「全く問題がなかった」の選択率（手帳を所持している者が 24.1%、手帳を所持していない者が 10.0%）が有意に高かった。手帳を所持していない者の「とても問題があった」の選択率（手帳を所持して

いる者が 3.6%、手帳を所持していない者が 16.2%) が有意に高かった (図 2-18-5)。

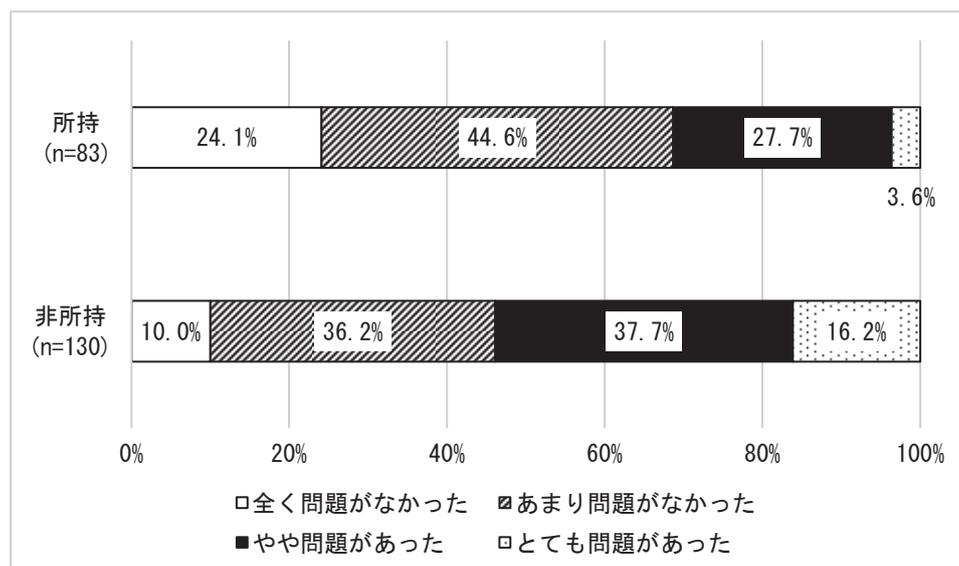


図 2-18-5 職業生活上の問題 (締切に間に合わないことが多かった)

4 支援・配慮

(1) 先行研究結果

調査研究報告書 No. 99 のハローワークに対して 2009 年度に実施した調査結果において、発達障害者の在職状況と諸要因との関連をカイ二乗検定により検討した結果からは、手帳の取得状況と属性との関連については、「就職した求人の種類」、「事業所に対する障害開示の状況」、「訓練の利用」、「制度の利用」、「連携した機関」で有意差が認められたことが報告されている。

残差分析を行った結果からは、手帳を所持していない者は、「一般求人」、「障害非開示」、「訓練の利用なし」、「制度の利用なし」、「連携した機関なし」において有意に高かった。手帳を所持していない者は、支援のための制度や専門機関などの資源を利用していない者が多かったことが報告されている。

(2) 再分析結果

2018 年に発達障害者のストレス認知と職場適応のための支援に関する調査において取得した、地域センターを利用した精神障害者及び発達障害者の結果 (n=278) について、手帳の有無別に再集計したところ、対象者の内訳は、精神障害者が 158 名 (手帳を所持している者が 81 名、手帳を所持していない者が 77 名)、発達障害者が 105 名 (手帳を所持している者が 92 名、手帳を所持していない者が 13 名)、除外 (手帳の有無について無回答等) が 15 名であった (障害者職業総合センター 調査研究報告書 No. 150 (2020)「発達障害者のストレス認知と職場適応のための支援に関する研究—精神疾患を併存する者を中心として—」)。

上記において再集計したものについて、手帳の有無による違いを見るためカイ二乗検定及び残差分析を用いて再分析を実施したところ、精神障害者については、以下の項目で有意差が認められた¹⁰。

¹⁰ 発達障害者については手帳を所持している者 92 名に対して手帳を所持していない者は 13 名と少ないため、ここでは精神障害者についてのみ示す。

- ・性別 ($\chi^2=7.58$, $df=1$, $p<.01$) : 手帳を所持していない者は男性が有意に多い
- ・診断年齢 ($\chi^2=10.99$, $df=2$, $p<.05$) : 手帳を所持していない者は40歳代以降が有意に多い
- ・来所時の状況 ($\chi^2=53.59$, $df=1$, $p<.01$) : 手帳を所持していない者は在職中が有意に多い
- ・直近の就労形態 ($\chi^2=20.53$, $df=1$, $p<.01$) : 手帳を所持していない者は一般就労が有意に多い
- ・直近の障害開示状況 ($\chi^2=16.41$, $df=2$, $p<.05$) : 手帳を所持していない者は未診断(在職中に発症)が有意に多い

また、利用した事業や支援については、以下の項目で有意差が認められた。

- ・職業評価 ($\chi^2=9.90$, $df=1$, $p<.01$) : 手帳を所持していない者は利用が有意に少ない
- ・職業準備支援 ($\chi^2=36.38$, $df=1$, $p<.01$) : 手帳を所持していない者は利用が有意に少ない
- ・ジョブコーチ支援 ($\chi^2=27.17$, $df=1$, $p<.01$) : 手帳を所持していない者は利用が有意に少ない
- ・リワーク支援 ($\chi^2=72.49$, $df=1$, $p<.01$) : 手帳を所持していない者は利用が有意に多い¹¹

加えて、利用後の帰趨(きすう)についても手帳の有無によって有意差が認められ($\chi^2=58.95$, $df=2$, $p<.05$)、手帳を所持していない者は新規就職が有意に少なく、復職が有意に多い結果となった¹²。

調査研究報告書 No. 173 の採用後に発達障害が把握された従業員に関する調査結果について、カイ二乗検定を用いて再分析を実施したところ、支援や配慮を実施した職業生活上の問題¹³において、以下の項目で手帳の有無によって有意差が認められ、いずれも手帳を所持している者で「支援や配慮を実施した」が有意に多かった(図2-19)。

- ・「本人が自分が言いたいことを相手にうまく伝えることができなかった(しゃべりすぎる、情報を伝えすぎる、不適切なことを言うなど)」($\chi^2=8.04$, $df=1$, $p<.01$) (手帳を所持している者が87.9%、手帳を所持していない者が69.2%)
- ・「一つの物事や作業に過度に集中してしまった」($\chi^2=4.01$, $df=1$, $p<.05$) (手帳を所持している者が64.5%、手帳を所持していない者が48.6%)
- ・「本人が感情的になりやすく、かんしゃくを起こした」($\chi^2=4.44$, $df=1$, $p<.05$) (手帳を所持している者が69.6%、手帳を所持していない者が50.0%)
- ・「本人が文字の読み書きをうまくできなかった」($\chi^2=8.92$, $df=1$, $p<.01$) (手帳を所持している者が53.3%、手帳を所持していない者が21.2%)

一方、同項目において、手帳を所持していない者では「支援や配慮を実施しなかった」が有意に多かった。

¹¹ 手帳を所持している者81名のうち7名(8.6%)、手帳を所持していない者77名のうち58名(75.3%)がリワーク支援の利用者であった。

¹² 地域センター利用者のうち手帳を所持していない精神障害者はリワーク支援利用者に多く、手帳を所持していないリワーク支援利用者58名のうち43名(74.1%)は元の企業へ復職している(一過性のうつ病に対する治療プログラムとしてリワーク支援を利用しており、継続した障害を有していなかった)ことから、本調査研究においては、リワーク支援利用者は就労状況等を把握する対象者から除外することが適当と考え、対象から除外した。

¹³ この設問は職業生活上の問題があったか尋ねた前問で「あまり問題がなかった」、「やや問題があった」、「とても問題があった」のいずれかを回答した企業に対して回答を求めたものである。

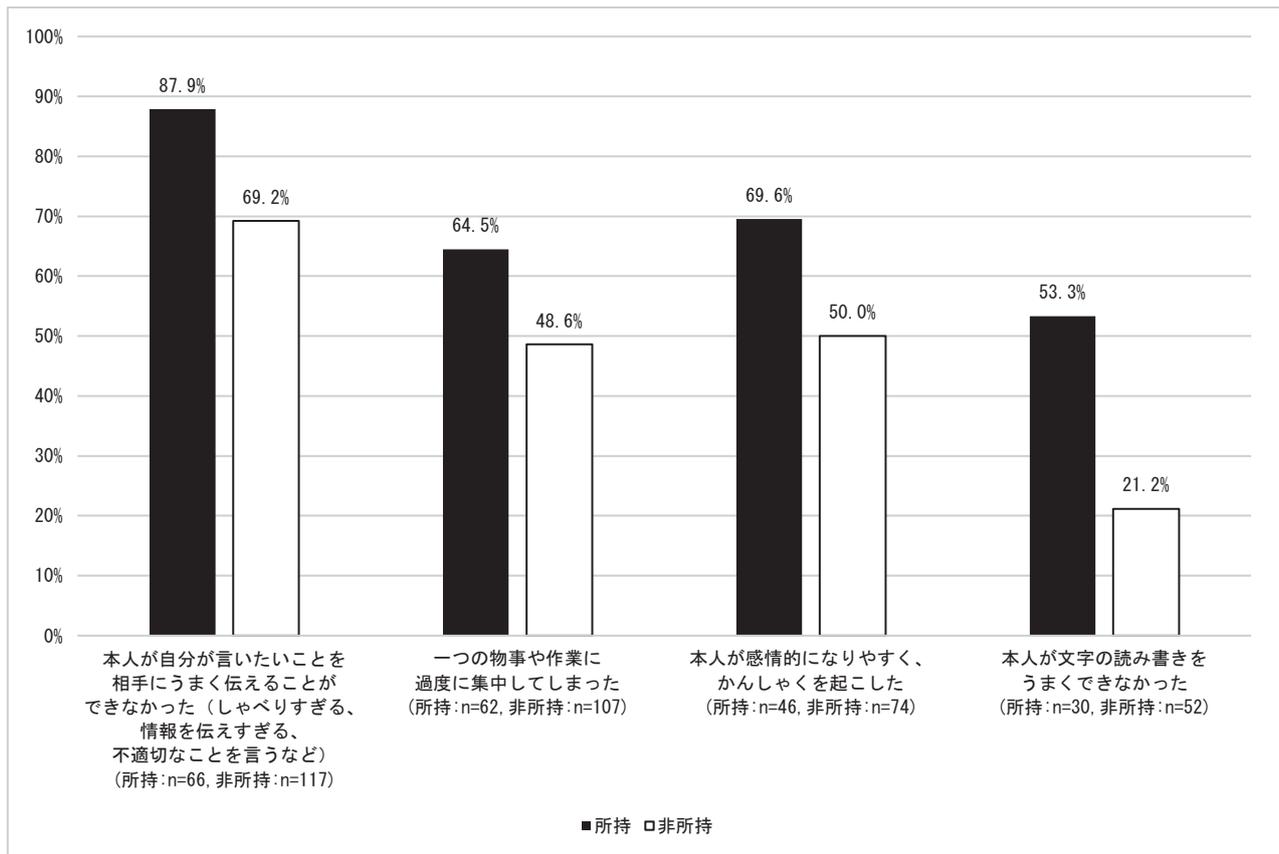


図2-19 支援や配慮を実施した職業生活上の問題（複数回答）

職業生活上の問題に対して実施した支援や配慮の具体的内容では、以下の項目で手帳の有無によって有意差が認められ、いずれも手帳を所持している者で「実施した」が有意に多かった（図2-20）。

- ・「わかりやすい業務マニュアルの整備」($\chi^2=8.66$, $df=1$, $p<.01$) (手帳を所持している者が33.7%、手帳を所持していない者が16.8%)
- ・「集中できるように物理的な環境面の配慮（ノイズキャンセリングヘッドフォン、衝立、照明）」($\chi^2=4.75$, $df=1$, $p<.05$) (手帳を所持している者が12.0%、手帳を所持していない者が3.2%)
- ・「本人に適した職務内容に関する社内検討や支援機関への相談」($\chi^2=5.77$, $df=1$, $p<.05$) (手帳を所持している者が53.3%、手帳を所持していない者が39.2%)
- ・「支援機関の利用（相談）」($\chi^2=5.10$, $df=1$, $p<.05$) (手帳を所持している者が32.6%、手帳を所持していない者が16.0%)

一方、同項目において、手帳を所持していない者では「実施しなかった」が有意に多かった。

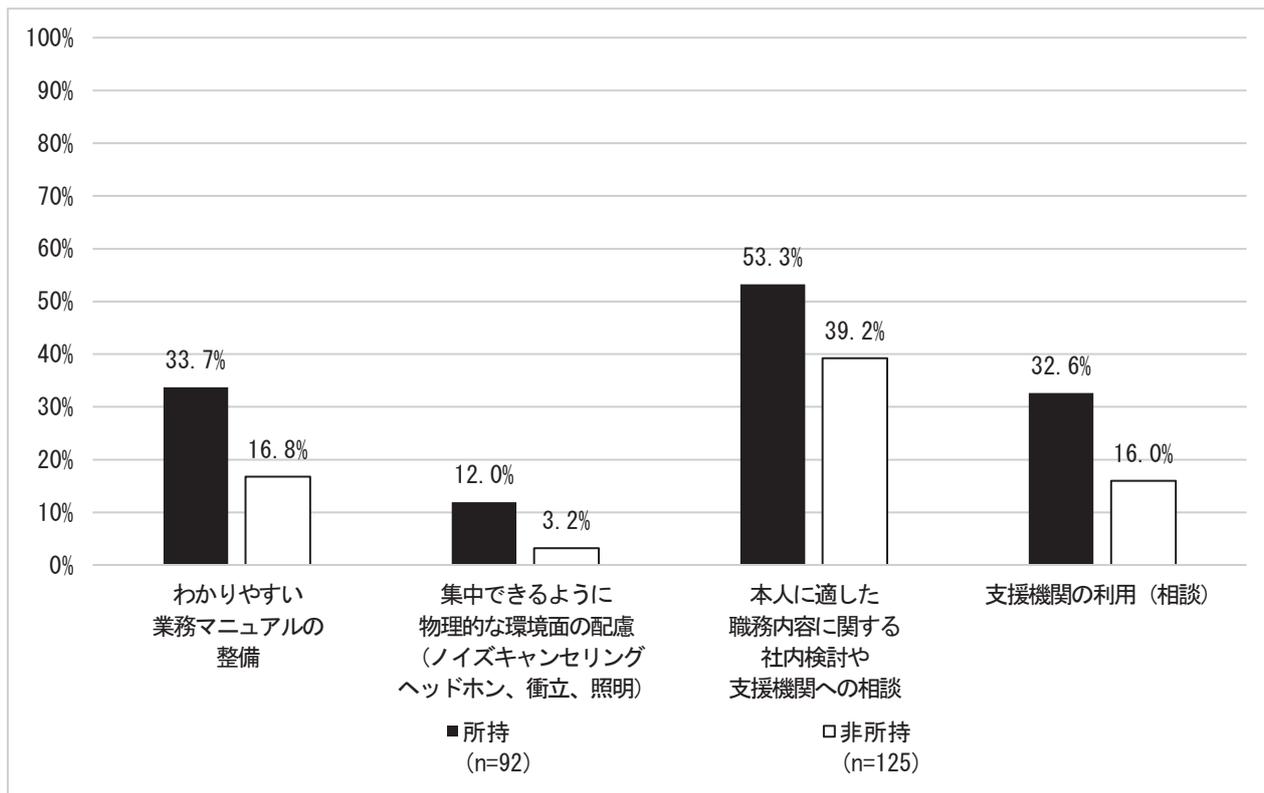


図 2-20 職業生活上の問題に対して実施した支援や配慮の具体的内容 (複数回答) (「実施した」割合)

職業生活上の問題に対して実施した支援や配慮の具体的内容 (特に問題を解消したと思われる項目) では、「業務指示や相談に関する担当者の配置」のみ、手帳の有無によって有意差が認められ ($\chi^2=4.28$, $df=1$, $p<.05$)、手帳を所持している者で「選択あり」が有意に多く (手帳を所持している者が 42.1%、手帳を所持していない者が 22.6%) (図 2-21)、手帳を所持していない者で「選択なし」が有意に多かった (手帳を所持している者が 57.9%、手帳を所持していない者が 77.4%)。

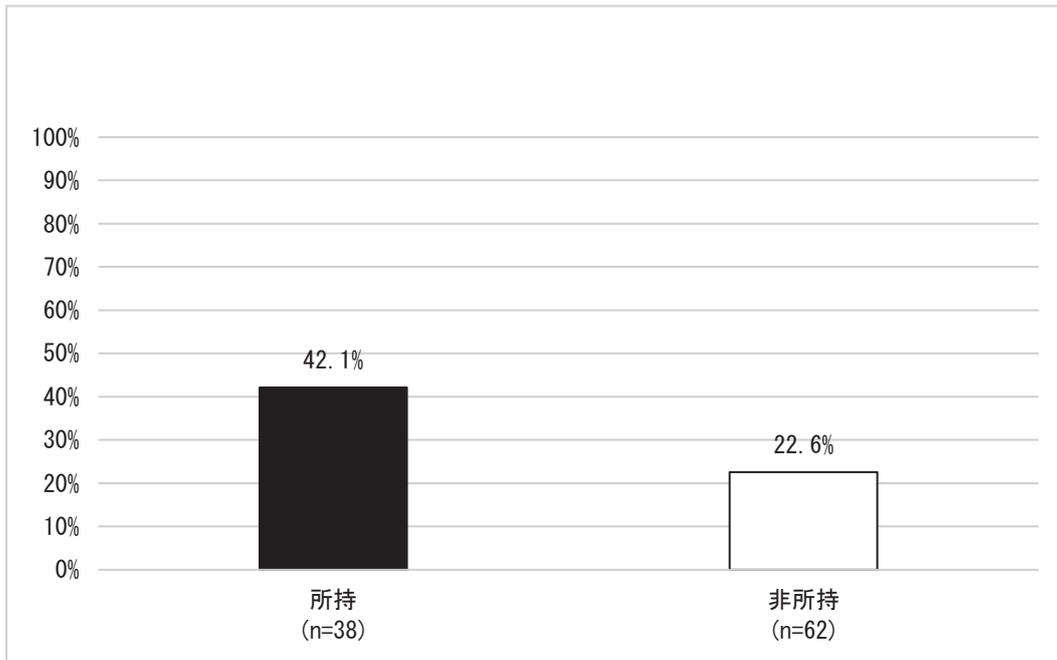


図 2-21 職業生活上の問題に対して実施した支援や配慮の具体的内容（特に問題を解消したと思われる項目）「業務指示や相談に関する担当者の配置」（「あり」を選択した割合）

支援や配慮を検討し行う上で支障となった問題のうち、「本人が所属部署への障害開示を希望しないため、うまく配慮ができない」のみ、手帳の有無によって有意差が認められ ($\chi^2=11.99$, $df=1$, $p<.01$)、手帳を所持していない者で「選択あり」が有意に多く（手帳を所持している者が 2.5%、手帳を所持していない者が 18.8%）（図 2-22）、手帳を所持している者で「選択なし」が有意に多かった（手帳を所持している者が 97.5%、手帳を所持していない者が 81.2%）。

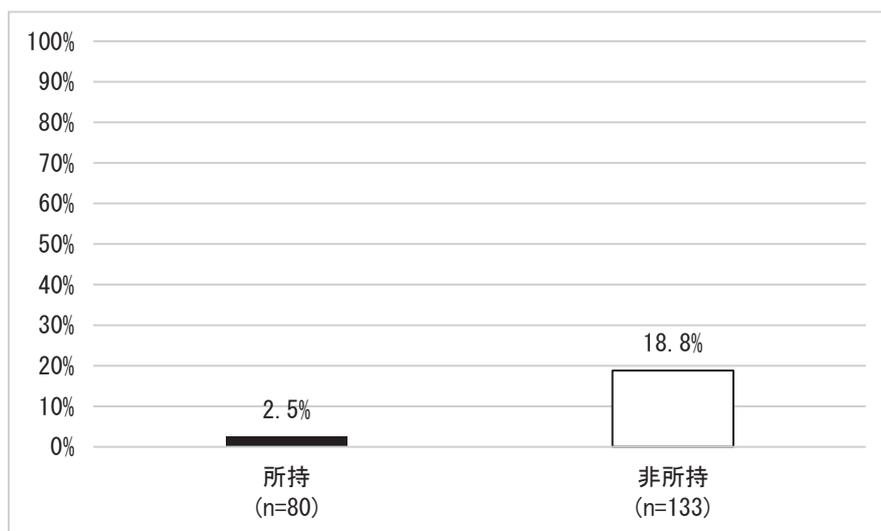


図 2-22 支援や配慮を検討し行う上で支障となった問題「本人が所属部署への障害開示を希望しないため、うまく配慮ができない」（「あり」を選択した割合）

連携している（連携していた）支援機関では、以下の項目において手帳の有無によって有意差が認められ、いずれも手帳を所持している者で「選択あり」が有意に多かった（図2-23）。

- ・「障害者職業センター」（ $\chi^2=5.14$, $df=1$, $p<.05$ ）（手帳を所持している者が14.0%、手帳を所持していない者が5.2%）
- ・「障害者就業・生活支援センター」（ $\chi^2=13.56$, $df=1$, $p<.01$ ）（手帳を所持している者が18.6%、手帳を所持していない者が3.7%）
- ・「自治体設置の就労支援機関」（ $\chi^2=5.12$, $df=1$, $p<.05$ ）（手帳を所持している者が5.8%、手帳を所持していない者が0.7%）

一方、同項目において、手帳を所持していない者では「選択なし」が有意に多かった。

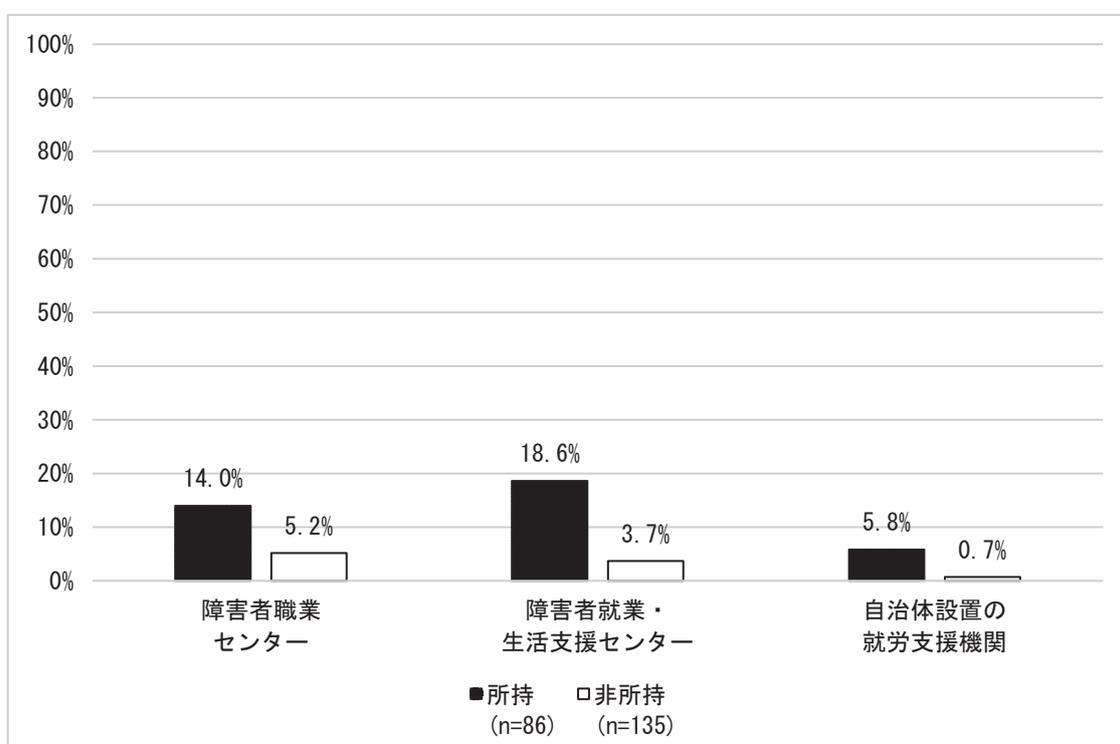


図2-23 連携している（連携していた）支援機関（複数回答）

第5節 先行研究のまとめ

1 各種調査結果により明らかになった手帳を所持していない者の割合

各種調査からは、本章第2節1に示したように、一定数の手帳を所持していない利用者があることが明らかになった。

手帳を所持していない精神障害者は、2018年6月1日から6月30日にハローワークを対象とした調査結果（調査研究報告書 No. 153）では、新規求職申込みを行った精神障害者の26.3%であった。

手帳を所持していない発達障害者は、2010年4月1日から6月30日に地域センター及び就業・生活支援センターを対象とした調査結果（調査研究報告書 No. 99）では、それぞれ新規利用者の53.3%、37.3%であった。

ハローワークを対象とした2つの時点の調査を比較すると、新規求職申込みを行った発達障害者における手帳を所持していない発達障害者の割合は、2009年4月1日から2010年1月31日の間に新規求職申込みを行った障害者を対象にした調査研究報告書 No. 99の調査結果では31.0%であり、2018年6月1日から6月30日までの間に新規求職申込みを行った障害者を対象とした、調査研究報告書 No. 153の調査結果では18.3%となっている。調査期間が異なっているものの、新規求職申込みを行った発達障害者のうち、手帳を所持していない者の割合が減少している可能性が示唆された。¹⁴

一方、在職中の精神障害者及び発達障害者で手帳を所持していない者はごく少数であったが、事業所調査のため、事業所が把握している障害者のみが対象となるため、障害非開示の者は含まれないことに留意する必要がある（調査研究報告書 No. 176）。

2 求職状況等についての先行研究からの再集計結果のまとめ

2018年6月1日から6月30日までの間にハローワークへ新規求職申込みを行った障害者を対象とした調査の再集計結果から見た、手帳を所持している精神障害者と比較した手帳を所持していない精神障害者の特徴は以下のとおりであった（調査研究報告書 No. 153）。

- ・「そううつ病」が多くを占めていた
- ・就労支援機関を利用していない者の割合が高かった
- ・失業期間が短い者の割合が高かった
- ・希望する求人の種類は「障害者求人」よりも「一般求人」を希望する割合が高かった
- ・障害開示の希望は手帳所持者よりも割合は低いものの、4割弱が「開示する」を希望していた

同じく、手帳を所持している発達障害者と比較した手帳を所持していない発達障害者の特徴は以下のとおりであった。

- ・失業期間が短い者の割合が高かった
- ・希望する求人の種類は「どちらでもよい」の割合が高かった
- ・障害開示の希望は手帳所持者よりは低いものの半数を超えており、「開示しない」の割合は1.2%と

¹⁴ 2011年1月に示された「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」の一部改正についてにおいて、精神障害者保健福祉手帳の交付申請に当たって添付される診断書の様式が改正され、発達障害を有する対象者の症状、状態像等の評価がより具体的となり、個々のニーズに適した内容に改められた。このことが、発達障害者の手帳取得の促進につながった可能性があると考えられる。

低くなっている

3 職場定着状況、職業生活上の問題、支援・配慮についての先行研究からの再分析結果のまとめ

職場定着状況について、精神障害者に関しては、ハローワークを対象とした2つの調査結果のいずれにおいても、手帳の等級や有無による有意差は認められなかったことが報告されている（調査研究報告書 No. 117、調査研究報告書 No. 137）。

一方、発達障害者に関しては、2015年度から2016年度にかけてハローワークを対象に実施した調査研究報告書 No. 137の調査結果では、手帳を所持していない者は就職後3か月時点の定着率が一番低かった（ $p < .05$ ）ことが報告されている。

また、2022年に実施した採用後に発達障害が把握された従業員に関する調査結果（調査研究報告書 No. 173）の再分析においても、手帳を所持している者で「継続雇用できている」が有意（ $p < .05$ ）に多く、手帳を所持していない者で「継続雇用に至らなかった」が有意に多い結果となった。

同調査の再分析において、職業生活上の問題については、指示理解や指示の記憶、不注意によるミス、仕事の優先順位、締切りの遵守といった項目について、手帳の有無による違いが見られ、多くの手帳を所持しているケースについて問題がなく、手帳を所持していないケースについて問題があったことが示された。

支援・配慮については、調査研究報告書 No. 99のハローワークに対して2009年に実施した調査結果において、手帳を所持していない発達障害者については、「制度の利用なし」、「連携した機関なし」における選択率が有意に高くなっており、手帳を所持していない発達障害者は、支援のための制度や専門機関などの資源を利用していない者が多かったことが報告されている。

また、調査研究報告書 No. 173の2022年に実施した採用後に発達障害が把握された従業員に関する調査結果の再分析においても、支援や配慮を実施した職業生活上の問題において、いくつかの項目では手帳を所持している者で「支援や配慮を実施した」が有意（ $p < .05$ ）に高く、手帳を所持している者が支援や配慮を受けている割合が高いことが示された。

4 先行研究を踏まえて

今般のアンケート調査において、これまで見てきたような就労支援上の課題を踏まえるとともに、職場で受けている配慮や手帳を申請しない理由、課題への対応策や支援事例等についてより詳細に実態を把握できるように設計した。

また、手帳を所持していない精神障害者・発達障害者の支援上の課題や就労等の実態、手帳を所持していない障害者の割合の変化から推察される手帳に対する社会意識の変化の把握を意図した設問を設けた。

【参考文献】

- 1) 大澤光（2016）わかる&使える 統計学用語，アーク出版
- 2) 障害者職業総合センター 調査研究報告書 No. 99（2011）「高次脳機能障害・発達障害のある者の職

- 業生活における支援の必要性に応じた障害認定のあり方に関する基礎的研究」, p. 2, p. 40, p. 63-64, p. 71-76, p. 87-88, p. 92-94, p. 105-106, p. 109-111, p. 117-122, p. 128-129
- 3) 障害者職業総合センター 調査研究報告書 No. 153 (2020) 「障害のある求職者の実態等に関する調査研究」, p. 11-12, p. 73, p. 93
 - 4) 障害者職業総合センター 調査研究報告書 No. 176 (2024) 「障害者の雇用の実態等に関する調査研究」, p. 12-19, p. 71, p. 93
 - 5) 障害者職業総合センター 資料シリーズ No. 75 (2013) 「手帳を所持しない障害者の雇用支援に関する研究」, p. 3-5, p. 15-16, p. 53, p. 57, p. 60-74, p. 113
 - 6) 障害者職業総合センター 調査研究報告書 No. 117 (2014) 「精神障害者の職場定着及び支援の状況に関する研究」, p. 27, p. 31, p. 38
 - 7) 河野裕治、青柳陽一郎 (2022) 生存時間解析—時間とイベント発生の関係—, *The Japanese Journal of Rehabilitation Medicine* 59 (11), 1118-1124.
 - 8) 障害者職業総合センター 調査研究報告書 No. 137 (2017) 「障害者の就業状況等に関する調査研究」, p. 59, p. 69
 - 9) 障害者職業総合センター 調査研究報告書 No. 173 (2024) 「事業主が採用後に障害を把握した発達障害者の就労継続事例等に関する調査研究」, p. 49-57, p. 66-67, p. 70-71
 - 10) 障害者職業総合センター 調査研究報告書 No. 150 (2020) 「発達障害者のストレス認知と職場適応のための支援に関する研究—精神疾患を併存する者を中心として—」, p. 33-36, p. 40-43, p. 46, p. 50-54, p. 58-59

